

令和 年分所得税及び復興特別所得税の
予定納税額の7月(11月)減額申請書↑
11月減額申請の場合は「7月」の文字を抹消してください。

フリガナ	F03		提出先	F01		税務署長
氏名	F04		電話番号	F07	— —	
納税地の区分	K05	← 以下の該当番号を記載してください。 2. 事業所 3. 事務所 4. 居所など		職業	K02	
納税地	郵便番号	F05	—		住所等	F06
納税地以外の住所・事業所等		F08	—			F09

元号 年

〔申請月〕

L01		年分 の予定納税額について次のとおり減額の申請をします。	G01		←以下の該当番号を記載してください。 1. 7月 2. 11月
-----	--	------------------------------	-----	--	------------------------------------

		通 知 を 受 け た 金 額 (円)		申 請 金 額 (円)	
予 定 納 税 基 準 額 又 は 申 告 納 税 見 積 額	G02			G05	
予 定 納 税 額	第 1 期 分	G03		G06	
	第 2 期 分	G04		G07	

1 減額申請の理由（該当する項目を で囲んでください。）

廃業 休業 失業 災害 盗難 横領 医療費 その他（業況不振、控除対象扶養親族・障害者等の増加など）

2 減額申請の具体的理由（例えば、「〇年〇月〇日に事業を法人組織とし、個人事業を廃止したため」というように書いてください。）

3 添付書類の名称（申告納税見積額の計算の基礎となった資料として添付する書類の名称を書いてください。）

申告納税見積額等の計算書

		申 請 金 額 (円)				申 請 金 額 (円)				申 請 金 額 (円)				
令和 年分 の所得 金額の 見積額	営 業 等 ・ 農 業	①	G08		所 得 控 除	配偶者（特別）控除	⑩	G23		住宅借入金等特別控除	⑪	G38		
	不 動 産	②	G09			扶 養 控 除	⑪	G24		政党等寄附金等特別控除	⑫	G39		
	利 子	③	G10			特 定 親 族 特 別	⑫	G25		住宅耐震改修特別控除等	⑬	G40		
	配 当	④	G11			基 礎 控 除	⑬	G26		差 引 所 得 税 額 (⑭ - ⑮ - ⑯ - ⑰ - ⑱) (赤字のときは0と記載)	⑭	G41		
	給 与	⑤	G12			雑 損 控 除	⑱	G27		災 害 減 免 額 、 外 国 税 額 控 除 等	⑮	G42		
	雑	⑥	G13			医 療 費 (特 例) 控 除	⑲	G28		所得税に係る源泉徴収税額 (源泉徴収税額×100/102.1)	⑯	G43		
	総 合 譲 渡 ・ 一 時	⑦	G14			寄 附 金 控 除	⑲	G29		再差引所得税額(⑳ - ㉑ - ㉒) (赤字のときは0と記載)	⑰	G44		
	合 計 (総 合 課 税)	⑧	G15		合 計	㉒	G30		㉑ × 2. 1 %	⑱	G45			
			⑨	G16		課 税 さ れ る 所 得 金 額	⑧に対する金額	㉓	G31		申告納税見積額(㉓ + ㉔) (15万円未満のときは0と記載)	㉒	G46	
			⑩	G17			⑨に対する金額	㉔	G32		予 定 納 税 額	第 1 期 分	㉓	G47
					⑩に対する金額		㉕	G33		第 2 期 分		㉔	G48	
	合 計 所 得 金 額	⑪	G18				上 の ㉓ に対する税額	㉕	G34		ご注意 ◎この申請書の提出期限は、原則として、7月減額申請の場合は7月15日、11月減額申請の場合は11月15日です。 ◎予定納税額は7月減額申請と11月減額申請とは計算のしかたが異なりますからご注意ください。 ◎変動所得・臨時所得のある方は税務署にお尋ねください。			
所 得 控 除	社 会 保 険 料 控 除 小規模企業共済等掛金	⑫	G19		税 額	上 の ㉔ に対する税額	㉖	G35						
	生 命 保 険 料 控 除	⑬	G20			上 の ㉕ に対する税額	㉖	G36						
	地 震 保 険 料 控 除	⑭	G21			合 計	㉖	G37						
	寡婦、ひとり親、 勤労学生、障害者	⑮	G22			配 当 控 除 投資税額等の控除	㉖	G37						

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —	
-------	-----	--	---------------	-----	-----	--

税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考
		F12				



延払条件付譲渡に係る所得税額の延納の許可申請書

年 月 日 提出

提出先	F01		税務署長	生年月日	K01		元号	年	月	日
フリガナ	F03			職業	K02					
氏名	F04			フリガナ (屋号)	K03					
納税地の 区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地 6. 居所地 7. 事業所等			屋号	K04				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—		電話番号 (納税地)	F07	—		—	
	納税地	F06								
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・ 事業所等がある場合は 記載します)	郵便番号	F32	—		電話番号	F35	—		—	
	住所地等	F33								

____年分の所得税の額について、次のとおり延納したいので、申請します。

1 所得税の額

①	延 払 条 件 付 譲 渡 を し た 日 の 属 す る 年 の 所 得 税 の 確 定 申 告 書 の 提 出 日	年 月 日 提出
②	① の 第 3 期 分 の 税 額	円
③	② の 2 分 の 1 の 金 額	円
④	延 払 条 件 付 譲 渡 に 係 る 税 額 (別 紙)	円

2 延納の期間及びその額

期 間	納 期	限	分	納 額
第1回	年	月	日	円
第2回	年	月	日	円
第3回	年	月	日	円
第4回	年	月	日	円
第5回	年	月	日	円

3 延払条件付譲渡に係る契約内容等

賦 払 い 方 法 及 び 支 払 回 数	☐ 月 賦 ☐ 年 賦 ☐ その他 () 年 月 ~ 年 月 までの 回払い
本 件 譲 渡 の 対 価 の 額	円
本契約に定められている譲渡の目的物の引渡し の期日までに支払期日の到来する賦払金の合計額	円

4 担保

担保の種類・提供する財産の内容・数量・価額及びその所在場所 (担保が保証人の保証である場合は、その保証人の氏名・名称及 び住所等)	
---	--

5 その他参考となるべき事項

税理士署名	R01		電話番号 (税理士)	R02	— —	
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考
		F12				

(別 紙)



延払条件付譲渡に係る所得税額の計算に関する明細

1 翌年以降に到来する賦払金に相当する所得を控除した場合の課税される所得金額の計算

①	申告書に記載した課税総所得金額、課税譲渡所得金額、課税山林所得金額の計	円
②	①の金額の計算の基礎となった譲渡所得の金額又は山林所得の金額	円
③	課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となった譲渡所得又は山林所得に係る収入	円
④	翌年以降に到来する延払条件付譲渡に係る賦払金額の合計額	円
⑤	課税所得金額の計算 ① - (② × ④ / ③)	円

2 延払条件付譲渡に係る税額の計算

区 分		申告した額 A	翌年以降に到来する賦払金に 相当する所得を控除して計算 した額 B	延払条件付譲渡に係る税額 (A - B)
総合課税の 所得金額	事業（営業等・農業）	①		
	不動産	②		
	利子・配当	③		
	給与	④		
	雑	⑤		
	総合譲渡・一時	⑥		
	合 計	⑦		
※		⑧		
※		⑨		
所得から差し引かれる金額		⑩		
課税される 所得金額	⑦に対する金額	⑪		
	⑧に対する金額	⑫		
	⑨に対する金額	⑬		
税 額	⑪に対する税額	⑭		
	⑫に対する税額	⑮		
	⑬に対する税額	⑯		
	合 計	⑰		
税額から差し引かれる金額		⑱		
差引所得税額		⑲		
災害減免額		⑳		
再差引所得税額（基準所得税額）		㉑		
復興特別所得税額		㉒		
所得税及び復興特別所得税の額		㉓		
外国税額控除等		㉔		
源泉徴収税額		㉕		
申告納税額		㉖		
予定納税額		㉗		
第 3 期 分 の 税 額		㉘		

この金額を申請書の1の④に記載してください。



延払条件付譲渡に係る所得税額の延納条件の変更申請書

		年		月		日		提出						元号		年		月		日	
提出先	F01					税務署長				生年月日	K01										
フリガナ	F03									職業	K02										
氏名	F04									フリガナ (屋号)	K03										
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地 6. 居所地 7. 事業所等								屋号	K04										
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—				電話番号 (納税地)				F07	—				—					
	納税地	F06																			
納税地以外の 住所地等 (納税地以外に住所地・ 事業所等がある場合は 記載します)	郵便番号	F32	—				電話番号				F35	—				—					
	住所地等	F33																			

_____年分の所得税の延納について、次のとおり変更したいので、申請します。

1 所得税の額				
①	延 払 条 件 付 譲 渡 を し た 日 の 属 す る 年 の 所 得 税 の 確 定 申 告 書 の 提 出 日	年 月 日提出		
②	① の 第 3 期 分 の 税 額	円		
③	② の 2 分 の 1 の 金 額	円		
④	延 払 条 件 付 譲 渡 に 係 る 税 額 (別 紙)	円		
2 延納の期間及びその額				
期 間	変 更 前		変 更 後	
	納 期 限	分 納 額	納 期 限	分 納 額
第1回	年 月 日	円	年 月 日	円
第2回	年 月 日	円	年 月 日	円
第3回	年 月 日	円	年 月 日	円
第4回	年 月 日	円	年 月 日	円
第5回	年 月 日	円	年 月 日	円
3 延払条件付譲渡に係る契約内容等				
賦 払 い 方 法 及 び 支 払 回 数		□月 賦 □年 賦 □その他 () 年 月 ~ 年 月 までの 回払い		
本 件 譲 渡 の 対 価 の 額		円		
本契約に定められている譲渡の目的物の引渡しの 期日までに支払期日の到来する賦払金の合計額		円		
4 担保				
担保の種類・提供する財産の内容・数量・価額及びその所在場所 (担保が保証人の保証である場合は、その保証人の氏名・名称及 び住所等)				
5 その他参考となるべき事項				

税理士署名	R01					電話番号 (税理士)	R02	—			
税務署 整理欄	通信日付印 の年月日		(西暦) 年	月	日	備考					
		F12									

(別 紙)



延払条件付譲渡に係る所得税額の計算に関する明細

1 翌年以降に到来する賦払金に相当する所得を控除した場合の課税される所得金額の計算

①	申告書に記載した課税総所得金額、課税譲渡所得金額、課税山林所得金額の計	円
②	①の金額の計算の基礎となった譲渡所得の金額又は山林所得の金額	円
③	課税総所得金額又は課税山林所得金額の計算の基礎となった譲渡所得又は山林所得に係る収入	円
④	翌年以降に到来する延払条件付譲渡に係る賦払金額の合計額	円
⑤	課税所得金額の計算 ① − (② × ④ / ③)	円

2 延払条件付譲渡に係る税額の計算

区 分		申告した額 A	翌年以降に到来する賦払金に 相当する所得を控除して計算 した額 B	延払条件付譲渡に係る税額 (A − B)
総合課税の 所得金額	事業（営業等・農業）	①		
	不動産	②		
	利子・配当	③		
	給与	④		
	雑	⑤		
	総合譲渡・一時	⑥		
	合計	⑦		
※		⑧		
※		⑨		
所得から差し引かれる金額		⑩		
課税される 所得金額	⑦に対する金額	⑪		
	⑧に対する金額	⑫		
	⑨に対する金額	⑬		
税 額	⑪に対する税額	⑭		
	⑫に対する税額	⑮		
	⑬に対する税額	⑯		
	合計	⑰		
税額から差し引かれる金額		⑱		
差引所得税額		⑲		
災害減免額		⑳		
再差引所得税額（基準所得税額）		㉑		
復興特別所得税額		㉒		
所得税及び復興特別所得税の額		㉓		
外国税額控除等		㉔		
源泉徴収税額		㉕		
申告納税額		㉖		
予定納税額		㉗		
第3期分の税額		㉘		

この金額を申請書の1の④に記載してください。



L01 令和 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書

1 住所及び氏名

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	F03	
氏 名	F04	
住 所	郵便番号 F05	〒 — — 電話番号 F07
	F06	

フリガナ	E01	
氏 名	E02	
フリガナ	E03	
氏 名	E04	

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項				土地等に関する事項			
居住開始年月日		元号 年 月 日				元号 年 月 日			
⑦		N01				N03			
契約日		元号 年 月 日							
契約区分		①							
補助金等控除前の取得対価の額		② G02				② G05			
交付を受ける補助金等の額		③ G03				③ G06			
取得対価の額(⑦-②)(⑦-③)		④ G04				④ G07			
総(床)面積		⑤ C01				⑤ C03			
※小数点以下第2位まで書き入れます。									
うち居住用部分の(床)面積		⑥ C02				⑥ C04			
不動産番号		家屋 E05				土地 E06			

3 増改築等をした部分に係る事項

居住開始年月日		元号 年 月 日			
⑧		N04			
契約日		元号 年 月 日			
⑨		N05			
補助金等控除前の増改築等の費用の額		⑩ G08			
交付を受ける補助金等の額		⑩ G09			
増改築等の費用の額(⑩-⑩)		⑪ G10			
⑫のうち居住用部分の金額		⑫ G11			
増改築等をした家屋の総床面積		⑬ C05			
円		円			
円		円			
円		円			
㎡		㎡			
㎡		㎡			

4 家屋や土地等の取得対価の額

		A 家 屋		B 土 地 等		C 合 計		D 増 改 築 等	
あなたの共有持分	①	G12	(分子)	G17	(分子)			G25	(分子)
		G13	(分母)	G18	(分母)			G26	(分母)
		④ (④×Aの①)		⑤ (⑤×Bの①)				⑥ (⑥×Dの①)	
※共有でない場合は、④、⑤、⑥を書き入れます。		②	G14	G19	G22	G27	円		
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等		③	G15	G20	G23	G28	円		
あなたの持分に係る取得対価の額等(②-③)		④	G16	G21	G24	G29	円		

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30	8%	G31	10%	G32	税率が10%の場合に②、③に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額(契約書等に記載された消費税額)	G33	円
--------	-----	----	-----	-----	-----	--	-----	---

6 特例対象個人に係る事項等

夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したとき等は、右の欄に該当する数字を書いてください。

G34	
-----	--

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		E 住 宅 の み		F 土 地 等 の み		G 住宅及び土地等		H 増 改 築 等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	G69	⑤	G35	G39	G43	G47	円		
連帯債務に係るあなたの負担割合(付表)の⑬の割合	⑥	C06	C08	C10	C12	%			
※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。									
住宅借入金等の年末残高(付表)の⑭の金額	⑦	G36	G40	G44	G48	円			
※連帯債務がない場合には、⑤の金額を書きます。									
④と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	G37	G41	G45	G49	円			
居住用割合	⑨	④÷⑦	C07	⑦÷④	C09	⑨÷⑦	C13	%	
※90%以上ある場合には、100.00%と書きます。									
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高(⑧×⑨)	⑩	G38	G42	G46	G50	円			
住宅借入金等の年末残高の合計額(⑤の⑩+⑥の⑩+⑦の⑩+⑧の⑩)	⑪	G51	円						
※ ⑪の金額を二面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑪」欄に転記します。									

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の⑫欄から⑮欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。	⑫ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	⑬ 断熱改修工事等の費用の額	⑭ 特定断熱改修工事等の費用の額	⑮ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
	G52	G53	G54	G55
⑯ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	⑰ 特定の増改築等工事の費用の合計額(⑫+⑬+⑭+⑮)	⑱ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額(⑰又は⑱×Dの①)	特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高(⑪と⑱のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等に係るものを除きます。)が特定取得(※一参参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
G56	G57	G58	⑲ G59	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額 ※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	G60	⑳	G61	00	円
--	----	-----	---	-----	----	---

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10%同一年中取得	G62	㉑又は㉒の金額(10%に係る部分のみ)	㉑ G63	円
	家屋:1増改築等:2	G64	㉑の㉑又は㉒の㉑の金額(10%に係る部分のみ)	㉒ G65	円
重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㉒の金額を転記してください。	重複適用	G66	㉒	00	円

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G68	
--	-----	--



令和 年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の⑪の金額を転記します。					⑪	二面																																													
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) 円	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て) 円																																								
1	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居 ⑩×0.007=⑪	00	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																								
		中古住宅	⑩×0.007=⑪	00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき				⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																									
		平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00				住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																								
		住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑩×0.01=⑪	00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき				⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																									
2	認定住宅等の取得に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00	8	新築改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																								
		令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00				住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																								
3	ZEH水準省エネ住宅※4	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居 ⑩×0.007=⑪	00	9	多世帯利用改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除額を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																								
		中古住宅	⑩×0.007=⑪	00	住宅の増改築等が特定取得に該当しないとき				⑪の金額(最高1,000万円) ……⑫() ⑬の金額()×0.02 + (⑩-⑪)×0.01=	00																																									
4	省エネ基準適合住宅※4	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居 ⑩×0.007=⑪	00	10	震災特例法(※5)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中若しくは令和7年中にその他の住宅に入居又は令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人が認定住宅等に入居 ⑩×0.009=⑪	00																																								
		中古住宅	⑩×0.007=⑪	00	中古住宅又は増改築等				⑩×0.009=⑪	00																																									
5	その他の住宅に係る住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居 ⑩×0.007=⑪	00	11		平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00																																								
		令和4年中又は令和5年中に入居 ⑩×0.007=⑪	00	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき	⑩×0.01=⑪				00																																										
		中古住宅又は増改築等	⑩×0.007=⑪	00	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき				⑩×0.012=⑪	00																																									
		平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00				住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	⑩×0.012=⑪	00																																								
6	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	⑩×0.01=⑪	00	(再び居住の用に供したことに係る事項) <table border="1"> <thead> <tr> <th>転居年月日</th> <th>平成 令和</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> <th>再居住開始年月日</th> <th>平成 令和</th> <th>年</th> <th>月</th> <th>日</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>居住の用に供していない期間の家屋の用途</td> <td colspan="9"> ☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 () </td> </tr> <tr> <td>その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用</td> <td colspan="9"> ☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける </td> </tr> <tr> <td>再び居住の用に供した場合の適用</td> <td colspan="9"> ☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける </td> </tr> </tbody> </table>							転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日	居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 ()									その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける									再び居住の用に供した場合の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける								
		転居年月日	平成 令和	年	月	日	再居住開始年月日	平成 令和	年	月	日																																								
居住の用に供していない期間の家屋の用途	☐ 賃貸の用 ☐ 空家 ☐ その他 ()																																																		
その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける																																																		
再び居住の用に供した場合の適用	☐ 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初めてその家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける																																																		

※1 ②欄の金額を一面の②欄に転記します。

※2 ②欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特例)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」参照してください。

※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。

※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の②欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の②欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(②の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	②	00
------------	---	---	----

※ ②欄の金額を一面の②欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01	(3)	E03
(2)	E02	(4)	E04

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。



1 住所及び氏名

フリガナ	F03						
氏 名	F04						
住 所	郵便番号	F05	—	電話番号	F07	—	—
	F06						

(共有者の氏名) ※共有の場合のみ書いてください。

フリガナ	E01				
氏 名	E02				
フリガナ	E03				
氏 名	E04				

一面

2 新築又は購入した家屋等に係る事項

		家屋に関する事項				土地等に関する事項							
		元号 年 月 日				元号 年 月 日							
居住開始年月日		㉞	N01			N03							
契約日		元号 年 月 日											
契約区分		G01	㉟	N02									
補助金等控除前の取得対価の額 交付を受ける補助金等の額 取得対価の額 (㉞-㉟)(㉞-㊱)	㊱	G02				㊱	G05						
	㊱	G03				㊱	G06						
	㊱	G04				㊱	G07						
	㊱	C01				㊱	C03						
総(床)面積 ※小数点以下第2位まで書きます。		㊱	C01				㊱	C03					
うち居住用部分の(床)面積		㊱	C02				㊱	C04					
不動産番号		家屋	E05							土地	E06		

3 増改築等をした部分に係る事項

		元号 年 月 日			
居住開始年月日		㉞	N04		
契約日		元号 年 月 日			
契約区分		㉟	N05		
補助金等控除前の増改築等の費用の額 交付を受ける補助金等の額 増改築等の費用の額 (㉞-㉟)	㊱	G08			
	㊱	G09			
	㊱	G10			
	㊱	G11			
㉞のうち居住用部分の金額		㊱	G11		
増改築等をした家屋の総床面積		㊱	C05		

4 家屋や土地等の取得対価の額

		㉞ 家 屋		㉟ 土 地 等		㊱ 合 計		㊲ 増 改 築 等	
あなたの共有持分 ※共有の場合のみ書いてください。	㉟	G12	(分子)	G17	(分子)			G25	(分子)
		G13	(分母)	G18	(分母)			G26	(分母)
(㉞、㉟、㊱) × ㉟ ※共有でない場合は、㉞、㉟、㊱を書いてください。		㉞ (㉞×㉟の㉟)		㉟ (㉟×㉟の㉟)		(㉞の㉞+㉟の㉞) 又は (㉟の㉞+㉟の㉞)		㊱ (㊱×㉟の㉟)	
住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額等 あなたの持分に係る取得対価の額等 (㉞ - ㉟)	㉟	G14		G19		G22		G27	
	㉟	G15		G20		G23		G28	
	㉟	G16		G21		G24		G29	

5 家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額に課されるべき消費税額等に関する事項

なし又は5%	G30	8%	G31	10%	G32	税率が10%の場合に㉞、㉟に含まれる消費税額及び地方消費税額の合計額 (契約書等に記載された消費税額)	G33	
--------	-----	----	-----	-----	-----	--	-----	--

6 特例対象個人に係る事項等

夫婦のいずれかが40歳未満の場合又は19歳未満の扶養親族を有する場合で、認定住宅等である新築住宅又は買取再販住宅に入居したときは、右の欄に該当する数字を書いてください。

	G34	
--	-----	--

7 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高

		㉞ 住 宅 の み		㉟ 土 地 等 の み		㊱ 住宅及び土地等		㊲ 増 改 築 等	
新築、購入及び増改築等に係る住宅借入金等の年末残高	G70	㉞	G35	G39		G43		G47	
連帯債務に係るあなたの負担割合 (付表)の㉞の割合 ※連帯債務がない場合には、100.00%と書きます。	㉞	C06		C08		C10		C12	
住宅借入金等の年末残高 (付表)の㉞の金額 ※連帯債務がない場合には、㉞の金額を書きます。	㉞	G36		G40		G44		G48	
㉞と㉞のいずれか少ない方の金額	㉞	G37		G41		G45		G49	
居住用割合 ※90%以上である場合には、100.0%と書きます。	㉞	㉞÷㉞	C07	㉞÷㉞	C09	C11		㉞÷㉞	C13
居住用部分に係る住宅借入金等の年末残高 (㉞×㉞)	㉞	G38		G42		G46		G50	
住宅借入金等の年末残高の合計額 (㉞の㉞+㉞の㉞+㉞の㉞+㉞の㉞)								㉞	G51

8 特定の増改築等に係る事項 (特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。)

次の㉞欄から㉞欄に補助金等控除後の金額を書いてください。これらの金額が50万円を超えるときに特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。 詳しくは、控除の裏面を参照してください。		㉞ 高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉞ 断熱改修工事等の費用の額	㉞ 特定断熱改修工事等の費用の額	㉞ 特定多世帯同居改修工事等の費用の額
		G52	G53	G54	G55
㉞ 特定耐久性向上改修工事等の費用の額	㉞ 特定の増改築等工事の費用の合計額 (㉞+㉞+㉞+㉞)	㉞ あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉞又は㉞×㉞の㉞)		特定増改築等住宅借入金等、特定断熱改修住宅借入金等又は特定多世帯同居改修住宅借入金等の年末残高 (㉞と㉞のいずれか少ない方の金額で最高250万円。ただし、住宅の増改築等(特定多世帯同居改修工事等)に係るものを除きます。)が特定取得(※二面参照)に該当しない場合は、最高200万円。)	
G56	G57	G58		㉞ G59	

9 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額	※ 二面の該当する番号及び金額を転記します。	番号	G60	㉞	G61	00
---------------------	------------------------	----	-----	---	-----	----

※次に該当する場合に、書いてください。

同一年中に8%及び10%の消費税率が含まれる家屋の取得等又は増改築等をした場合は、右の欄に10%に係る部分の金額等を書いてください。	8%・10% 同一年中 取得	G62	㉞又は㉞の金額 (10%に係る部分のみ)	㉞	G63			
家屋: 1 増改築等: 2		G64	㉞の㉞又は ㉞の㉞の金額 (10%に係る部分のみ)	㉞	G65			
重複適用を受ける場合は、右の欄に「1」を記載し、二面の㉞の金額を転記してください。						㉞	G66	00

10 控除証明書の交付を要しない場合

翌年分以後に年末調整でこの控除を受けるための、控除証明書の交付を要しない方は、右の欄に「1」を記載してください。	G69	
--	-----	--



令和07年分（特定増改築等）住宅借入金等特別控除額の計算

氏名

次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の㊸の金額を転記します。						㊸	住宅借入金等の年末残高の合計額 ※ 一面の㊸の金額を転記します。						㊸
番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)	番号	居住の用に供した日等			算式等	(特定増改築等) 住宅借入金等特別控除額 (100円未満の端数切捨て)		
1	認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	㊸×0.007=㊸	7	高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	㊸の金額 (最高1,000万円) ……㊸ () ×0.02 ㊸の金額 () + (㊸-㊸) ×0.01=	㊸		
中古住宅			㊸×0.007=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
2	認定等築等に係る借入金特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき	㊸×0.01=㊸	㊸	8	断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	㊸の金額 (最高1,000万円) ……㊸ () ×0.02 ㊸の金額 () + (㊸-㊸) ×0.01=	㊸		
住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
3	ZEH水準省エネ住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	㊸×0.007=㊸	9	多世帯同居改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択	令和3年中に居住の用に供した場合	住宅の増改築等が特定取得に該当するとき	㊸の金額 (最高1,000万円) ……㊸ () ×0.02 ㊸の金額 () + (㊸-㊸) ×0.01=	㊸		
中古住宅			㊸×0.007=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
4	省エネ基準適合住宅(※4)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に特例対象個人以外が入居	㊸×0.007=㊸	10	震災特例法(※5)の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中若しくは令和7年中に特例対象個人以外が認定住宅等に入居	㊸×0.009=㊸		
中古住宅			㊸×0.007=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
5	その他の住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年1月1日から令和7年12月31日までの間に居住の用に供した場合	新築住宅又は買取再販住宅	令和6年中又は令和7年中に入居	㊸×0.007=㊸	11	平成28年1月1日から令和3年12月31日までの間に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	㊸×0.012=㊸	㊸			
中古住宅又は増改築等			㊸×0.007=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特定取得に該当するとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき			㊸×0.01=㊸	㊸	㊸	㊸							
6	その他の住宅借入金等特別控除の適用(1から4又は7から11のいずれかを選択する場合を除きます。)	令和4年中に居住の用に供した場合	住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当するとき	㊸×0.01=㊸	㊸	(再び居住の用に供したことに係る事項)							
住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	転居年月日 平成令和 年 月 日 再居住開始年月日 平成令和 年 月 日								
住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	居住の用に供していない期間の家屋の用途 □ 賃貸の用 平成令和 年 月 日 ~ 平成令和 年 月 日 □ 空家 □ その他 ()								
住宅の取得等が(特別)特別特例取得に該当しないとき			㊸×0.01=㊸	㊸	その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用 【再び居住の用に供した場合の再適用】 再び居住の用に供したことにより、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の再適用を受ける 【再び居住の用に供した場合の適用】 再び居住の用に供したことにより、初め(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける								

※1 ㊸欄の金額を一面の㊸欄に転記します。

※2 ㊸欄の括弧内の金額は、居住の用に供した日の属する年における住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額となります。

※3 特例対象個人、(特別)特定取得及び(特例)特別特例取得については、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方」参照してください。

※4 「ZEH水準省エネ住宅」又は「省エネ基準適合住宅」に該当し、(特例)特別特例取得に該当する場合は、番号「6」の「住宅の取得等が(特例)特別特例取得に該当するとき」欄にて計算してください。

※5 「震災特例法」とは東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律のことをいいます。

※6 「(再び居住の用に供したことに係る事項)」欄は、再居住の特例の適用を受ける方が、転居年月日や再居住開始年月日などを記載します。

○ 重複適用を受ける場合

二以上の住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る住宅借入金等の金額がある場合(これらの住宅の取得等又は住宅の増改築等が同一の年に属するもので、上記の表で同一の欄を使用して計算する場合を除きます。)には、その住宅の取得等又は住宅の増改築等ごとに(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書を作成し、その作成した各明細書の㊸欄の金額の合計額を最も新しい住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る明細書の㊸欄に記載します。

重複適用を受ける場合	各明細書の控除額(㊸の金額)の合計額(住宅の取得等又は住宅の増改築等に係る控除限度額のうち最も高い控除限度額が限度となります。)を記載します。	㊸	円
------------	---	---	---

※ ㊸欄の金額を一面の㊸欄に転記します。

○ 不動産番号が一面に書ききれない場合

(1)	E01	(3)	E03
(2)	E02	(4)	E04

※ (特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる家屋や土地が複数ある場合で、一面の「不動産番号」欄に書ききれない家屋や土地の不動産番号を記載します。

○ 二面は一面と一緒に提出してください。



(付表) 連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書

- この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、連帯債務に係る住宅借入金等があるときに使用します。
○ 連帯債務に係る住宅借入金等について、当事者間において任意の負担割合が取り決められている場合には、税務署にお尋ねください。

(年分) 氏 名

1 各共有者の取得した資産に係る取得対価の額等の計算

連帯債務者(共有者)の氏名			①(あなた)	②(共有者)	③(共有者)	④合 計 等
取得した資産	家屋(増改築等)	家屋の取得対価の額 (増改築等の費用の額) ①				円
		各共有者の共有持分 ②	_____	_____	_____	
		各共有者の持分に係る 家屋の取得対価の額等 (① × ②) ③	円	円	円	
	土地等	土地等の取得対価の額 ④				円
		各共有者の共有持分 ⑤	_____	_____	_____	
		各共有者の持分に係る 土地等の取得対価の額 (④ × ⑤) ⑥	円	円	円	
各共有者の取得した資産 に係る取得対価の額等 (③ + ⑥) ⑦						
取得した資産に係る資金の状況	借入金	各共有者の自己資金負担額 ⑧				(A+B+C) 円
		各共有者の単独債務による 当初借入金額 ⑨				(A+B+C)
		当該債務に係る住宅借入金等 に係る年末残高 ⑩				
		連帯債務による 当初借入金額 ⑪				
		当該債務に係る住宅借入金等 に係る年末残高 ⑫				

- ※1 ①欄及び④欄には、住宅の取得等又は住宅の増改築等に関し補助金等の交付を受ける場合は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」(以下「計算明細書」といいます。)の2の②(増改築等の場合は3の②)及び2の③の金額をそれぞれ転記します。
※2 ⑩欄及び⑫欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」又は調書方式に対応した金融機関等に対して適用申請書を提出している方が、国税当局から提供を受けた住宅借入金等の年末残高情報(以下「証明書等」といいます。)に記載又は記録されている住宅借入金等の年末残高を書きます(2か所以上から証明書等の交付等を受けている場合には、全ての証明書等に基づいて書きます。)。
※3 ①と④の金額の合計額(以下「取得対価の額の合計額」といいます。)と、⑧及び⑨の⑩の金額と⑪の金額の合計額(以下「取得資金の額の合計額」といいます。)とが異なる場合には、次により調整が必要となります。
・取得対価の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、増額します。
・取得資金の額の合計額の方が多い場合……「各共有者の自己資金負担額」を各共有者間で調整し、減額します。

2 各共有者の住宅借入金等の年末残高

各共有者の負担すべき 連帯債務による借入金の額 (⑦ - ⑧ - ⑨) ⑬	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	(赤字のときは0) 円	
連帯債務による借入金に係る各共有者の負担割合 (⑬ ÷ ⑪) ⑭ ※小数点以下第2位まで書きます。	%	%	%	%
連帯債務による借入金に係る各共有者の年末残高 (⑫ × ⑭) ⑮	円	円	円	100.00
各共有者の住宅借入金等の年末残高 (⑩ + ⑮) ⑯				

- ※1 連帯債務に係る住宅借入金等について、証明書等に記載されている「住宅借入金等の内訳」欄の区分が2以上あるときは、税務署にお尋ねください。
※2 ⑭の割合及び⑯の金額を各共有者の「計算明細書」の⑥欄及び⑦欄に転記します。



L01 令和 年分の所得税及び復興特別所得税の G01

申告書

右の余白部に以下の申告の種類を記載し、この欄に該当番号を記載してください。
1. 確定 2. 修正 3. 準確定 4. 準確定の修正

年 月 日 提出		提出先		F01		税務署長		生年 月 日		元号		年 月 日	
納税地	区分	K05	郵便番号	F05	—	個人番号	F02			K01			
	F06						フリガナ	F03					
上記以外の上記住所	F09						氏名	F04					
令和7年1月1日現在の住所	E01						職業	K02	屋号		K04		
青色	G03	分離	G04	国出	G05	損失	G06	修正	G07	特農	G08	電話番号	F07
											—	—	

単位は円

収入金額等	事業	営業等	G09	⑦	G28	税	課税される所得金額 (12 - 30)又は第三表 上の31に対する税額 又は第三表の94	31	G65	000		
	農	業	G10	④	G29		32	G66				
	不動産	G11	G12	㊦	G30		33	G67				
	配	当	⑩	G31	G22		34	G68				
	給	与	G13	㊦	G32		住宅 控除	G23	G24	35	G69	00
	公的年金等	㊦	G33	政党等寄附金等特別控除	36~38		G70	00				
	雑	業	務	G14	㊦		G34	住宅耐震改修 特別控除等	G25	39~41	G71	
	その他	G15	㊦	G35	差引所得税額 (32-33-34-35-36-37-38-39-40-41)		42	G72				
	総合譲渡	短	期	㊦	G36		災害減免額	43	G73			
	長	期	㊦	G37	再差引所得税額(基準所得税額) (42 - 43)		44	G74				
一	時	㊦	G38	復興特別所得税額 (44 × 2.1%)	45	G75						
所得金額等	事業	営業等	①	G39	計	所得税及び復興特別所得税の額 (44 + 45)	46	G76				
	農	業	②	G40		外国税額控除等	G26	47・48	G77			
	不動産	③	G41	源泉徴収税額		49	G78					
	利	子	④	G42		申告納税額 (46 - 47 - 48 - 49)	50	G79				
	配	当	⑤	G43		予定納税額 (第1期分・第2期分)	51	G80				
	給	与	G16	⑥		G44	第3期分の 納める税金 (50 - 51)	52	G81	00		
	公的年金等	⑦	G45	修正前の第3期分の税額 (還付の場合は頭に△を記載)		54	G83					
	雑	業	務	⑧		G46	第3期分の税額の増加額	55	G84	00		
	その他	⑨	G47	公的年金等以外の 合計所得金額		56	G85					
	⑦から⑨までの計	⑩	G48	配偶者の合計所得金額		57	G86					
総合譲渡 - 一時 ㊦ + (㊦ + ㊦) × 1/2 計 (①から⑥までの計 + ⑩ + ⑪)	⑪	G49	専従者給与(控除)額の合計額	58	G87							
⑪から⑬までの計	⑫	G50	青色申告特別控除額	59	G88							
所得から差し引かれる金額	社会保険料	⑬	G51	雑所得・一時所得等の 源泉徴収税額の合計額	60	G89						
	小規模企業共済等掛金	⑭	G52	未納付の源泉徴収税額	61	G90						
	生命保険料	⑮	G53	本年分で差し引く繰越損失額	62	G91						
	地震保険料	⑯	G54	平均課税対象金額	63	G92						
	寡婦・ひとり親	G17	⑰・⑱	G55	変動・臨時所得金額	G27	64	G93				
	勤労学生、障害者	⑲・⑳	G56	申告期限までに納付する金額	65	G94	00					
	配偶者(特別)	G18	G19	⑳・㉑	G57	延納届出額	66	G95	000			
	扶養	G20	㉒	G58	金融機関名	Z01	金融機関分	Z02				
	特定親族特別	G108	G109	㉓	G110	支店名	Z03	本支店分	Z04			
	基礎	㉔	G59	㉕	G60	預金種類	Z05					
⑬から⑮までの計	⑮	G61	口座番号	Z06								
雑	損	㉖	G62	記号番号	Z08	—						
医療費	G21	㉗	G63	郵便局名 ※窓口受取	Z07			郵便局				
寄附金	㉘	G64	公金受取口座登録の同意	G96	公金受取口座の利用		G97					
合計(㉖ + ㉗ + ㉘ + ㉙)	㉚	G64										

第一表 (令和7年分以降用)

税理士署名	30条	整理欄	通信日付印 の年月日	F12	(西暦)年 月 日	作成	E02	確認	
電話番号 (税理士)	33条 の2	区分	A	G99	E	E03	予備	G101	K22



納税地

屋 号

フリガナ氏 名

	保 険 料 等 の 種 類	支払保険料等の計	うち年末調整等以外
⑬ 社会保険料控除		円	円
⑮ 生命保険料控除	新 生 命 保 険 料	円	円
	旧 生 命 保 険 料		
	新 個 人 年 金 保 険 料		
	旧 個 人 年 金 保 険 料		
	介 護 医 療 保 険 料		
⑯ 地震保険料控除	地 震 保 険 料	円	円
	旧 長 期 損 害 保 険 料		

○ 本人に関する事項(⑰～⑳)

寡婦	☐	ひとり親	☐	勤労学生	☐	障害者	☐	特障害者	☐
☐ 死別 ☐ 生死不明 ☐ 離婚 ☐ 未帰還				☐ 年調以外かつ専修学校等					

○ 雑損控除に関する事項(㉑)

損害の原因	損 害 年 月 日	損害を受けた資産の種類など
	.	.
損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
円	円	円

○寄附金控除に関する事項(㉒)

寄附先の名称等	寄附金
	円

○ 総合課税の譲渡所得、一時所得に関する事項(㉓)

所得の種類	収 入 金 額	必要経費等	差 引 金 額
	円	円	円

○所得の内訳(所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額)

所得の種類	種 目	給与などの支払者の名称	給与などの支払者の法人番号又は所在地等	収 入 金 額 (円)	源 泉 徴 収 税 額 (円)
E01		E02	E03	G01	G02
E04		E05	E06	G03	G04
E07		E08	E09	G05	G06
E10		E11	E12	G07	G08
④9源泉徴収税額の合計額					G09

特例適用条文等	
---------	--

○配偶者や親族に関する事項(㉔～㉗、㉙、㉚)

氏 名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日				障害者		国外居住		特親	住宅	住 民 税		その他
			元号	年	月	日	障	特障	国外	年調		特個	同一	別居	
E13	G10	配偶者	N01										G11	G12	
E14	G13		N02										G14	G15	
E16	G16		N03										G17	G18	
E18	G19		N04										G20	G21	
E20	G22		N05										G23	G24	

○事業専従者に関する事項(58)

事業専従者の氏名	個 人 番 号	続柄	生 年 月 日				従事月数・程度・仕事の内容	専従者給与(控除)額 (円)
			元号	年	月	日		
E22	G25		N06					G26
E24	G27		N07					G28

○住民税・事業税に関する事項

住民税	非上場株式の 少額配当等 (円)	G29	配 当 割 額 控 除 額 (円)	G30	給与、公的年金等以外の所得 に係る住民税の徴収方法	都道府県、市区町村 への寄附 (特例控除 対象) (円)	G32	都 道 府 県 条 例 指 定 寄 附 (円)	G33	非居住者の 特 例 (円)	G34	株式等譲渡所得 割額控除額 (円)	G35	特別徴収:1 自分で納付:2	G36	共同募金、日赤 その他の寄附 (円)	G37	市 区 町 村 条 例 指 定 寄 附 (円)	G38
	退職所得のある配偶者・親族の氏名	個 人 番 号			続柄	生 年 月 日			退職所得を除く所得金額 (円)	障害者		その他		寡婦・ひとり親					
E26		G39		E27	元号	年	月	日	G40	障	特障	調整	寡婦	ひとり親					
				N08						G41	G42	G43	G44	G45					
事業税	非 課 税 所 得 な ど 番号	所得 金 額 (円)		損益通算の特例適用 前の不動産所得 (円)		前 年 中 の 開 (廃) 業			不動産所得から差し引いた 青色申告特別控除額			事 業 用 資 産 の 譲 渡 損 失 な ど			他都道府県 の事務所等				
	G46	G47	G48	G49		開始:1 廃止:2	G49	U01	G50	G51	G52								
上 記 の 配 偶 者 ・ 親 族 ・ 事 業 専 従 者 の うち 別 居 の 者 の 氏 名 ・ 住 所										所得税で控除対象配偶者などとした専従者									
氏 名				住 所				国外		氏 名				給 与 (円)					
E28				E29				G53	E30				G54						



令和 年分の所得税及び復興特別所得税の

申告書(分離課税用)

納税地	
屋 号	
フリガナ	
氏 名	

特 例 適 用 条 文															
法		条							項			号			
G01		G02		条の	G03		の	G04		G05		項	G06		号
G07		G08		条の	G09		の	G10		G11		項	G12		号
G13		G14		条の	G15		の	G16		G17		項	G18		号

(単位は円)

収入金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㊦	G19		税金の計算	税額	78	対 応 分	86	G51				
			軽減分	㊧	G20				79	対 応 分	87	G52				
		長期譲渡	一般分	㊨	G21				80	対 応 分	88	G53				
			特定分	㊩	G22				81	対 応 分	89	G54				
			軽減分	㊪	G23				82	対 応 分	90	G55				
		課税	一般株式等の譲渡	㊫	G24				83	対 応 分	91	G56				
			上場株式等の譲渡	㊬	G25				84	対 応 分	92	G57				
			上場株式等の配当等	㊭	G26				85	対 応 分	93	G58				
			先物取引	㊮	G27				(86) から (93) までの合計 (申告書第一表の㉔に転記)		94	G59				
		山林		㊯	G28		その他	株式等配当等先物取引	本年分の(72)、(73)から差し引く繰越損失額		95	G60				
		退職		㊰	G29				翌年以後に繰り越される損失の金額		96	G61				
所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	㊱	G30				本年分の(74)から差し引く繰越損失額		97	G62				
			軽減分	㊲	G31				本年分の(75)から差し引く繰越損失額		98	G63				
		長期譲渡	一般分	㊳	G32				翌年以後に繰り越される損失の金額		99	G64				
			特定分	㊴	G33				○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項							
			軽減分	㊵	G34				区分	所得の生ずる場所	必要経費	差引金額 (収入金額－必要経費)	特別控除額			
		課税	一般株式等の譲渡	㊶	G35						円	円	円			
			上場株式等の譲渡	㊷	G36											
			上場株式等の配当等	㊸	G37				差引金額の合計額		100	G65				
			先物取引	㊹	G38				特別控除額の合計額		101	G66				
		山林		㊺	G39		○ 上場株式等の譲渡所得等に関する事項									
税金の計算	課税される所得金額	総合課税の合計額 (申告書第一表の㉔)		㊻	G41		整理欄	B	上場株式等の譲渡所得等の 源泉徴収税額の合計額		102	G67				
		所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉕)		㊼	G42				○ 退職所得に関する事項							
		㊽	対 応 分	㊾	G43	0 0 0			区分	収入金額	退職所得控除額					
		67 68	対 応 分	㊿	G44	0 0 0			一般	円	円					
		69 70 71	対 応 分	㊿	G45	0 0 0			短期							
		72 73	対 応 分	㊿	G46	0 0 0			特定役員							
		74	対 応 分	㊿	G47	0 0 0										
		75	対 応 分	㊿	G48	0 0 0										
		76	対 応 分	㊿	G49	0 0 0										
		77	対 応 分	㊿	G50	0 0 0										



納税地		フリガナ氏名	
-----	--	--------	--

第四表
(一)
(令和七年分以降用)

1 損失額又は所得金額

(単位は円)

A	経常所得(申告書第一表の①から⑥までの計 + ⑩の合計額)										67	
所得の種類			区分等	所得の生ずる場所等	④ 収入金額	⑤ 必要経費等	⑥ 差引金額 (④ - ⑤)	⑦ 特別控除額	⑧ 損失額又は所得金額			
B	譲渡	短期	分離譲渡				㉑		68			
		短期	総合譲渡				㉒		69			
	長期	分離譲渡					㉓		70			
		長期	総合譲渡				㉔		71			
	一時								72			
C	山林								73			
D	退職	一般							74			
		短期										
	職	特定役員										
E	一般株式等の譲渡								75			
	上場株式等の譲渡								76			
	上場株式等の配当等								77			
F	先物取引								78			
79		分離課税の譲渡所得の特別控除額の合計額				80		上場株式等の譲渡所得等の源泉徴収税額の合計額		特例適用条文		

2 損益の通算

所得の種類			④ 通算前		⑤ 第1次通算後		⑥ 第2次通算後		⑦ 第3次通算後		⑧ 損失額又は所得金額
A	経常所得		67		第1次通算		第2次通算		第3次通算		
B	譲渡	短期	総合譲渡	69							
		長期	分離譲渡 (特定損失額)	70		△					
	長期	総合譲渡	71								
		一時		72							
C	山林		→ 73						㉕		
D	退職		→ 74								
損失額又は所得金額の合計額										81	



令和 年分の所得税及び復興特別所得税の

申告書(損失申告用)

第四表
(二)
(令和七年分以降用)

3 翌年以後に繰り越す損失額

(単位は円)

青 色 申 告 者 の 損 失 の 金 額							82	G01	
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額							83	G02	
変 動 所 得 の 損 失 額							84	G03	
被災資産の損失 用額	所得の種類		被災事業用資産 の種類など	損害の原因	損害年月日	① 損 害 金 額	② 保険金などで 補填される金額	③ 差 引 損 失 額 (① - ②)	
	山林以外	営業等 ・ 農業			・ ・			85	
		不動産				・ ・			86
	山 林					・ ・			87
山 林 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額							88	G04	
山 林 以 外 の 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額							89	G05	

4 繰越損失を差し引く計算

年分	損 失 の 種 類			㊦ 前年分までに引ききれなかった損失額	㊧ 本年分で差し引く損失額		㊨ 翌年分以後に繰り越して 差し引かれる損失額 (㊦－㊧)	
A ____年 (3年前)	純	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			G06		
			山林所得の損失			G07		
	損	____年が白色の場合	変動所得の損失			G08		
			被災事業用 資産の損失	山林以外		G09		
				山 林		G10		
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G11		
		雑 損 失				G12		
B ____年 (2年前)	純	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			G13		G27
			山林所得の損失			G14		G28
	損	____年が白色の場合	変動所得の損失			G15		G29
			被災事業用 資産の損失	山林以外		G16		G30
				山 林		G17		G31
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G18		G32
		雑 損 失				G19		G33
C ____年 (前年)	純	____年が青色の場合	山林以外の所得の損失			G20		G34
			山林所得の損失			G21		G35
	損	____年が白色の場合	変動所得の損失			G22		G36
			被災事業用 資産の損失	山林以外		G23		G37
				山 林		G24		G38
	失	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額				G25		G39
		雑 損 失				G26		G40
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					㊩0	G41		
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					㊩1	G42		
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					㊩2	G43		
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額								㊩3

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

94

G44

6 翌年以後に繰り越される株式等に係る譲渡損失の金額

95

G45

7 翌年以後に繰り越される先物取引に係る損失の金額

96

G46

○第四表は、申告書の第一表・第二表と一緒に提出してください。



L01 令和

年 分 収 支 内 訳 書 (一 般 用)

住 所	フリガナ氏名	事務所所在地	依頼税理士等	事務所所在地
事業所所在地	電話番号	(自宅)(事業所)	氏名(名称)	氏名
業種名	屋号		電話番号	電話番号

令和 年 月 日

令和五年分以降用)

区分	G01	← 以下の該当番号を記載してください。 1. 営業等 2. 雑(業務)		(自	U01	月	至	U02	月	日	○給料賃金の内訳
----	-----	--	--	-----	-----	---	---	-----	---	---	----------

科 目		金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収 入	売上 (収入) 金額 ①	G02	旅 費 交 通 費 ㉒	G21
	家事消費費 ②	G03	通 信 費 ㉓	G22
金 額	その他の収入 ③	G04	広 告 宣 伝 費 ㉔	G23
	計 (①+②+③)	G05	接 待 交 際 費 ㉕	G24
売 上	期首商品(製品) 高 ⑤	G06	損 害 保 険 料 ㉖	G25
	生 入 金 額 ⑥	G07	修 繕 費 ㉗	G26
	(製品製造原価)		消 耗 品 費 ㉘	G27
原 価	小 計 (⑤+⑥)	G08	福 利 厚 生 費 ㉙	G28
	期末商品(製品) 高 ⑧	G09		
価 差	差 引 原 価 (⑦-⑧)	G10	の 経 費	G29
	引 金 額 (④-⑨)	G11	の 経 費	G30
経 費	給 料 賃 金 ⑪	G12	の 経 費	G31
	外 注 工 賃 ⑫	G13	の 経 費	G32
	減 価 償 却 費 ⑬	G14	の 経 費	G33
	貸 倒 金 ⑭	G15	雑 費 ㉚	G34
	地 代 家 賃 ⑮	G16	小 計 (㉔-㉚までの計)	G35
	利 子 割 引 料 ⑯	G17	経 費 計 (㉔-㉚までの計+㉙)	G36
そ の 他	租 税 公 課 ㉟	G18	専従者控除前の所得金額 (㉔-㉚)	G37
	荷 造 運 賃 ㊱	G19	専 従 者 控 除 ※	G38
経 費	水道光熱費 ㊲	G20	所 得 金 額 (㉔-㉙)	G39

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の報酬等の金額	経費算入額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
	円	円	円
計		⑩	G41

○事業専従者の氏名等※

氏 名	年 齢	続 柄	従事月数
E04	歳		月
E05			
E06			
		延べ従事月数	G42

※ 雑所得の金額の計算において、事業専従者控除を受けることはできません。

命令

令和 年 月 日

(自 U01 至 U02)

氏名・住所又は作業名	日数 延	現金 現 物		合 計	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		現	物		
その他（人分）					
計			⑧		(41)

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積・数量	支払額
		a・kg	

氏 名	年 齢	続 柄	従事 月数
E01	歳		月
E02			
E03			
E04			
延べ従 事月数			642

科 目		金 額 (円)		科 目		金 額 (円)	
収入	販売金額	①	C01	経費	修繕費	①	C21
	家事消費金額	②	C02		動力光熱費	②	C22
	雑収入	③	C03		作業用衣料費	⑬	C23
	小計 (①+②+③)	④	C04		農業共済掛金	⑭	C24
金	農産物の期首	⑤	C05	の	荷造運賃手数料	⑰	C25
	棚卸高	⑥	C06		土地改良費	⑱	C26
金額	計 (④-⑤+⑥)	⑦	C07	他		⑳	C27
	雇人費	⑧	C08			㉑	C28
経	小作料・賃借料	⑨	C09	の		㉒	C29
	減価償却費	⑩	C10			㉓	C30
	貸倒金	⑪	C11		雑費	㉔	C31
	利子割引料	⑫	C12		農産物以外の期首	㉕	C32
そ	租税公課	⑬	C13	の	期末	㉖	C33
	種苗費	⑭	C14		経費から差し引く異棚 生鳥等の育成費	㉗	C34
	素畜費	⑮	C15		小計(⑬~⑮までの計)	㉘	C35
	肥料費	⑯	C16		経費計 (⑬~⑮までの計+⑯)	㉙	C36
の	飼料費	㉚	C17	の	専従者控除前の所得金額 (⑰-⑱)	㉚	C37
	農具費	㉛	C18		専従者控除	㉛	C38
	農薬衛生費	㉜	C19		所得金額 (⑰-⑱)	㉜	C39
	諸材料費	㉝	C20		⑰のうち、肉用牛について 特別の適用を受ける金額	㉝	C40

(令和二年分以降用)

フリガナ

[illegible]

○減価償却費の計算

減価償却資産の名称 (繰延資産を含む)	取得年月		取得価額 (償却保証額)(円)	④ 償却の基礎 になる金額(円)	償却方法	耐用年数 (年)	⑤ 償却率 又は 改定償却率	⑥ 本年 の 普通 通 用 の 償却 費 (円) (②×⑧×⑨)(円)	⑦ の特 別 償却 費	⑧ 本年 の 償却 費 合計 (円) (⑤+⑧)(円)	⑨ 事業専 用割合 (%)	⑩ 本年分の 経費算入 額 (①×⑪)(円)	⑪ 未償却高 (期末残高) (円)	摘要	
	(元号)(年)(月)	面積又は数量													
E01	001		001 ()					$\frac{\quad}{12}$							
E02	002		002 ()					$\frac{\quad}{12}$							
E03	003		003 ()					$\frac{\quad}{12}$							
E04	004		004 ()					$\frac{\quad}{12}$							
E05	005		005 ()					$\frac{\quad}{12}$							
計								$\frac{\quad}{12}$				⑩			

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の 名 称	取得・生産 ・定植等 の年月日	④ 前年の繰越額	育成中の費用					⑤ 小計 (③+④)	⑥ の明細		⑦ 翌年度へ繰越額 (⑦+⑧-⑩)	⑨、⑩、⑪の 欄の金額の 計算方法
			① 本年度の種 苗料、素畜 費、種付肥 料の投入金	② 本年度の果 樹等から生 じた収入金	③ 本年度に取 得した金額 (①-②-③)	④ 本年度に取 得した金額 (④-⑤)	⑤ 本年度に取 得した金額 (⑤-⑥)					
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	
計							⑤					

◎本年中に於ける特殊事情



氏名フリガナ

○減価償却費の計算

[illegible]

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○借入金利子の内訳（金融機関を除く）

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	期 末 現 在 借 入 金 額	本 年 中 利 子 金 額	左 の うち 必 要 経 費 算 入 額

○修繕費の内訳

支 払 先 の 住 所 ・ 氏 名	工 事 材 名 の 又 品 名	は 支 払 金 年 月 日	左 の う ち 必 要 額
		支 払 金 年 月 日	経 緯 費 算 入 額
		・ ・ ・	円
		・ ・ ・	円
		・ ・ ・	円
		・ ・ ・	円

○貸付不動産の保有状況（空家（空室）、空地を含めて記入してください。）

用途・種類等		数量	用途・種類等		数量	用途・種類等		数量
住宅用	建物	棟	住宅用以外	建物	棟	駐車場	屋根付	台
		室	一戸建以外		室			
		件	契約件数		件			
	土地	m	総面積	土地	m		青空	

◎本年における特殊事情・保証金等の運用状況（借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合には、その運用状況を記載してください。）

E08	
-----	--



住 所			フリガナ氏名			依 頼 所	事 務 所
事業所所在地			電話番号 (自 宅) (事業所)			税 理 氏	在 地 名
業種名		屋 号	加 入 団 体 名			電 番	話 号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 U01 月 日 至 U02 月 日)

科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額	科 目		金 額
売上 棚卸高 仕入金 製造原価 小計 期末商品 棚卸高 差引原価 差引金 額 租 税 公 課 荷 造 運 賃 水 道 光 熱 費 旅 費 交 通 費 通 信 費 広 告 宣 伝 費 接 待 交 際 費 損 害 保 険 料 修 繕 費	①	G01	経 費	消 耗 品 費	⑰	G17	貸 倒 引 当 金	⑳	G34	繰 越 金	(四)
	②	G02		減 価 償 却 費	⑱	G18		㉑	G35		(四)
	③	G03		福 利 厚 生 費	㉒	G19		㉒	G36		(四)
	④	G04		給 料 賃 金	㉓	G20		計	G37		(四)
	⑤	G05		外 注 工 賃	㉔	G21		専 従 者 給 与	G38		(四)
	⑥	G06		利 子 割 引 料	㉕	G22		貸 倒 引 当 金	G39		(四)
	⑦	G07		地 代 家 賃	㉖	G23		繰 越 金	G40		(四)
経 費	⑧	G08	経 費	貸 倒 金	㉗	G24	青色申告特別控除前の所得金額 (㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)	㉘	G41	青色申告特別控除額	(四)
	⑨	G09			㉙	G25		計	G42		(四)
	⑩	G10			㉚	G26		青色申告特別控除前の所得金額 (㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)	G43		(四)
	⑪	G11			㉛	G27		青色申告特別控除額	G44		(四)
	⑫	G12			㉜	G28		所 得 金 額	G45		(四)
	⑬	G13			㉝	G29		(㉓+㉔+㉕+㉖+㉗+㉘)			(四)
	⑭	G14			㉞	G30					(四)
費	⑮	G15	費	雑 費	㉟	G31	雑 費	㉟	G32	雑 費	(四)
	⑯	G16		計	㊱	G32		計	G33		(四)
				差 引 金 額	㊲	G33		差 引 金 額	G34		(四)
				(㊲+㊳)							(四)

●青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。



フリガナ
氏 名

○月別売上（収入）金額及び仕入金額

月	売上（収入）金額（円）	仕入金額（円）
1	G01	G17
2	G02	G18
3	G03	G19
4	G04	G20
5	G05	G21
6	G06	G22
7	G07	G23
8	G08	G24
9	G09	G25
10	G10	G26
11	G11	G27
12	G12	G28
家事消費等	G13	
雑収入	G14	
計	G15	G29
うち軽減税率対象	G16	G30

(令和五年分以降用)

○給料賃金の内訳

氏 名		年齢	従事月数	支給料賃金	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
E01		歳	月	円	円	円	円
E02							
E03							
E04							
その他（ 人分）							
計	延べ従事月数	G31					G32

○専従者給与の内訳

氏 名	続柄	年齢	従事月数	支給料	賞与	合計	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額
E06		歳	月	円		円	円
E07							
E08							
E09							
計	延べ従事月数	G33					G34

○地代家賃の内訳

支払先	住所・氏名	賃借物件	本年中の賃借料・権利金等	左の賃借料のうち必要経費算入額
			円	円
			賃更	
			賃更	
			賃更	
			賃更	
計				

○青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでもください。）

本年分の不動産所得の金額（青色申告特別控除額を差し引く前の金額）		⑥	金 額
青色申告特別控除前の所得金額（1ページの「損益計算書」の⑬欄の金額を書いてください。）		⑦	（赤字のときは0）
65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	（赤字のときは0）
65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける場合	65万円又は55万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑨	
上記以外	10万円と⑥のいずれか少ない方の金額（不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	
の 場 合	青色申告特別控除額（「10万円－⑧」と⑦のいずれか少ない方の金額）	⑨	

○貸倒引当金繰入額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の「貸倒引当金」の項を読んでもください。）

個別評価による本年分繰入額		①	金 額
一括評価による本年分繰入額	年末における一括評価による貸倒引当金の繰入れの対象となる貸倒引当金の合計額（②×5.5%（金融業は3.3%））	②	円
個別評価による本年分繰入額	本年分繰入額（③×5.5%（金融業は3.3%））	③	
本年分の貸倒引当金繰入額	本年分繰入額（④＋⑤）	④	
本年分の貸倒引当金繰入額	本年分繰入額（⑤）	⑤	

(注) 貸倒引当金、専従者給与や3ページの割増（特別）償却以外の特典を利用する人は、適宜の用紙にその明細を記載し、この決算書に添付してください。

○売上 (収入) 金額の明細 氏 名

売 上 先 名		所 在 地		登録番号 (法人番号)	(※)	売上 (収入) 金額 (円)
E13		E14		E15		G13
				G12		
E16		E17		E18		G15
				G14		
E19		E20		E21		G17
				G16		
E22		E23		E24		G19
				G18		
上 記 以 外 の 売 上 先 の 計						G20

様式ID NTAOK0A210030110



※登録番号を記載する場合は上段に、法人番号を記載する場合は下段に記入してください。
なお、登録番号を記載する場合には、先頭に「T」を付けてください。

◎本年中における特殊事情

E12

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得年月 (元号)(年)(月)		取得 面積又は数量	①	②	耐用 年数 (年)	③	④ 本 年 の 償 却 率 又は 改正償却率	⑤	⑥ 中 年 の 償 却 通 常 費 (円) $(\text{㉑} \times \text{㉒} \times \text{㉓})$	⑦	⑧ 年 分 の 計 割 費 (円) $(\text{㉔} \times \text{㉕})$	⑨	⑩ 事業 用 割 合 (%)	⑪	⑫ 本 年 分 の 必 要 経 費 (円) $(\text{㉖} \times \text{㉗})$	⑬	⑭ 未 償 却 高 (即末残高)(円)	摘 要
	④ (償却保証額)(円)	⑤ 取得価額 (円)		⑥ 償却の基礎 になる金額(円)	⑦ 償却方法		⑧ 償却額 (円)		⑨ 償却費 (円) $(\text{㉖} + \text{㉗})$		⑩ 年 費 合 計 (円) $(\text{㉔} \times \text{㉕})$		⑪ 年 分 の 計 割 合 (%)		⑫ 事業 用 割 合 (%)		⑬ 本 年 分 の 必 要 経 費 (円) $(\text{㉖} \times \text{㉗})$		
E01	M01			G01	()				— 12										
E02	M02			G02	()				— 12										
E03	M03			G03	()				— 12										
E04	M04			G04	()				— 12										
E05	M05			G05	()				— 12										
E06	M06			G06	()				— 12										
E07	M07			G07	()				— 12										
計									— 12										

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑧欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支 払 先	の 住 所 ・ 氏 名	期 末 現 在 入 金 等	の 借 入 金 等	本 利 割 引 率	年 割 引 料	中 間 料 料	左 の う ち 必 要 経 費 算 入 額

○税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支 払 先	の 住 所 ・ 氏 名	本 年 酬 等	中 間 金	左 の う ち 必 要 経 費 算 入 額	要 求 額	所得税及び復興特別所得税の源泉徴収額



貸 借 対 照 表 （ 資 産 負 債 調 ）

製 造 原 価 の 計 算

フリガナ
氏 名

(原価計算を行っている人は、記入する必要はありません。)

(令和 年 月 日現在)

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首) (円)	月 日 (期末) (円)	科 目	月 日 (期首) (円)	月 日 (期末) (円)
現 金	G01	G25	支 払 手 形	G50	G73
当 座 預 金	G02	G26	買 掛 金	G51	G74
定 期 預 金	G03	G27	借 入 金	G52	G75
そ の 他 の 預 金	G04	G28	未 払 金	G53	G76
受 取 手 形	G05	G29	前 受 金	G54	G77
売 掛 金	G06	G30	預 り 金	G55	G78
有 価 証 券	G07	G31		G56	G79
棚 卸 資 産	G08	G32		G57	G80
前 払 金	G09	G33		G58	G81
貸 付 金	G10	G34		G59	G82
建 物	G11	G35		G60	G83
建 物 附 属 設 備	G12	G36		G61	G84
機 械 装 置	G13	G37		G62	G85
車 両 運 搬 具	G14	G38	貸 倒 引 当 金	G63	G86
工 具 器 具 備 品	G15	G39		G64	G87
土 地	G16	G40		G65	G88
	G17	G41		G66	G89
	G18	G42		G67	G90
	G19	G43		G68	G91
	G20	G44		G69	G92
	G21	G45		G70	G93
	G22	G46	事 業 主 借		G94
	G23	G47	元 入 金	G71	G95
事 業 主 貸		G48	青色申告特別控除 前の所得金額		G96
合 計	G24	G49	合 計	G72	G97

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。
(令和五年分以降用)

科 目		金 額 (円)
原 材	期首原材料棚卸高	①
材	原 材 料 仕 入 高	②
料	小 計 (①+②)	③
費	期末原材料棚卸高	④
	差引原材料費 (③-④)	⑤
労	務 費	⑥
そ の 他 の 製 造 経 費	外 注 工 賃	⑦
	電 力 費	⑧
	水 道 光 熱 費	⑨
	修 繕 費	⑩
	減 価 償 却 費	⑪
		⑫
		⑬
		⑭
		⑮
		⑯
	雑 費	⑳
	計	㉑
総製造費 (⑤+⑥+㉑)		㉒
期首半製品・仕掛品棚卸高		㉓
小 計 (㉒+㉓)		㉔
期末半製品・仕掛品棚卸高		㉕
製品製造原価 (㉔-㉕)		㉖

(注) ㉖欄の金額は、1ページの「損益計算書」の㉓欄に移記してください。



L01

令和

年分所得税青色申告決算書（不動産所得用）

住所		フリガナ氏名		依頼	事務所所在地	
職業		電話番号		税理士等	氏名(名称)	
					電話番号	

令和 年 月 日

損益計算書（自 月 日 至 月 日 ）

科 目		金 額 (円)	科 目	金 額 (円)
収入金	① 賃料	G01	必 要 経 費	⑬ G13
	② 礼金・権利金料	G02		⑭ G14
	③	G03		⑮ G15
	④ 計	G04		⑯ G16
必 要 経 費	⑤ 租税公課	G05	その他の経費	⑰ G17
	⑥ 損害保険料	G06	計	⑱ G18
	⑦ 修繕費	G07	差引金額（④－⑱）	⑲ G19
	⑧ 減価償却費	G08	専従者給与	⑳ G20
	⑨ 借入金利子	G09	青色申告特別控除前の所得金額	㉑ G21
	⑩ 地代家賃	G10	青色申告特別控除額 ^{65万円又は55万円又は10万円と㉑のいずれか少ない方の金額}	㉒ G22
	⑪ 給料賃金	G11	所得金額（㉑－㉒）	㉓ G23
	⑫	G12	土地等取得するために要した負債の利子の額	G24

青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。

②欄が赤字の人で必要経費に算入した金額のうち土地等取得するために要した負債の利子の額は、その負債の利子の額を書いてください。

○不動産所得の収入の内訳（書ききれないときは、適宜の用紙に書いて決算書に添付してください。）

[illegible]

氏名	年齢	従事月数	支給			額合	計	所得税の源泉徴収税額	特別
			給料	賃金	賞与				
E01		歳							
E02									
計	延べ従事月数	G01						G02	

氏名	続柄	年齢 歳	従事月数 (月)	支給料			額 計
				給	賞与	合	
E03			G03				
							G04

所得税及び復興特別
所得税の源泉徴収税額(円)



貸借対照表（資産負債調）

フリガナ
氏名

(令和 年 月 日現在)

資 産 の 部		負 債 ・ 資 本 の 部	
科 目	月 日 (期首) (円)	月 日 (期首) (円)	月 日 (期末) (円)
現 金	G01	G50	G73
普 通 預 金	G02	G51	G74
定 期 預 金	G03	G52	G75
その他の預金	G04	G53	G76
受 取 手 形	G05	G54	G77
未 収 賃 貸 料	G06	G55	G78
未 収 金	G07	G56	G79
有 価 証 券	G08	G57	G80
前 払 金	G09	G58	G81
貸 付 金	G10	G59	G82
建 物	G11	G60	G83
建物附属設備	G12	G61	G84
構 築 物	G13	G62	G85
船 舶	G14	G63	G86
工 具 器 具 備 品	G15	G64	G87
土 地	G16	G65	G88
借 地 権	G17	G66	G89
公共施設負担金	G18	G67	G90
	G19	G68	G91
	G20	G69	G92
	G21	G70	G93
	G22	事業主借	G94
	G23		G95
事業主貸		元入金	G96
			G97
合 計	G24	合 計	G97

● 65万円又は55万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

(令和二年分以降用)

◎ 本年中における特殊事情・保証金等の運用状況
(借地権の設定に係る保証金などの預り金がある場合
には、その運用状況を記載してください。)

E01

(注) 「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。



令和 年 月 日

収 支 計 算 書

（ 自 月 日 至 月 日 ）
U01 U02

住 所	フリガナ氏名		依 頼 所		事 務 所
事業所所在地	電 話 番 号	(自 宅) (事業所)	税 理 士	氏 名	所 在 地
業種名	屋 号	加 入 団 体 名	等	電 番 号	

○青色申告特別控除額の計算

科 目		金 額 (円)
収 入	上	G01
入 金	家 事 消 費 等	G02
金 額	雑 収 入	G03
	計	G04
	仕 入	G05
	給 料 賃 金	G06
	利 子 割 引 料	G07
	地 代 家 賃	G08
	減 価 償 却 費	G09
		G10
	そ の 他 の 経 費	G11
	計	G12
	差 引 金 額 (④－⑫)	G13
	専 従 者 給 与	G14
		G15
	計	G16
	青色申告特別控除前の所得金額	G17
	青色申告特別控除額	G18
	所 得 金 額 (⑬－⑱)	G19

○専従者給与の内訳

氏 氏	氏 名	続 柄	年 齢	従 事 月 数	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
					給 料	賃 金	合 計	
E01			歳	月		円	円	円
E02								
計							G21	

○給料賃金の内訳

氏 氏	氏 名	年 齢	従 事 月 数	本 年 中 に 支 給 し た 金 額			所 得 税 及 び 復 興 特 別 所 得 税 の 源 泉 徴 収 税 額
				給 料	賃 金	合 計	
E03		歳	月		円	円	円
E04							
E05							
その他（ 人分）							
計						G22	G23



フリガナ

〇減価償却費の計算 氏 名

減価償却資産等の 名称等 (繰延資産を含む)	取得年 月 (元号)(年)(月)			④ 取 得 価 値 (償却保証額)(円)	⑤ 償却の基礎 になる金額(円)	償却 方法	耐用 年 数 (年)	⑦ 償却率 又は 改定償却率	⑪ 本年中 の償却 期間(月)	⑫ 本年 普通償却 額(円) (⑩×⑦×⑪)	⑬ 分の 償却費 (円) (⑫×⑬)	⑭ 増(特別) 減(償却 費)(円)	⑮ 本年 分の 償却費合計 (⑬+⑭)(円)	⑯ 事業専 用割合 (%)	⑰ 本年分の必要 経費算入額 (⑮×⑰)(円)	⑱ 未償却残高 (期末残高)(円)	摘 要	
	面積又は数量	(元号)	(年)(月)															
E01	M01			G01 ()					12									
E02	M02			G02 ()					12									
E03	M03			G03 ()					12									
E04	M04			G04 ()					12									
E05	M05			G05 ()					12									
E06	M06			G06 ()					12									
E07	M07			G07 ()					12									
E08	M08			G08 ()					12									
E09	M09			G09 ()					12									
E10	M10			G10 ()					12									
E11	M11			G11 ()					12									
計																		

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ⑭欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

〇利子割引料の内訳 (金融機関を除く)

支払先の住所・氏名	年末現在 の借入金 等	借入金の 利率	本年中に支出した 利子割引料	左の償却費のうち 必要経費算入額
			円	円

〇税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中に支出した 報酬等	左の償却費のうち 必要経費算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額
		円	円

〇地代家賃の内訳

支払先の住所・氏名	賃借物件	本年中に支出した 賃借料・権利金等	左の賃借料のうち 必要経費算入額
		円	円

◎本年中における特殊事情

E12	
-----	--



L01

令和

年分所得税青色申告決算書（農業所得用）

住所 フリガナ氏名	業種名	所在地
	農園名	氏名(名称)
	電話番号	電話番号

令和 年 月 日

損 益 計 算 書 (自 月 日 至 月 日)

U01 U02

科 目			金 額 (円)	科 目			金 額 (円)	金 額 (円)	
収入金額	販 売 金 額 ①	G01	経 費	作業用衣料費 ⑮	G18	差 引 金 額 (⑦－⑮)	G36	金 額 (円)	
	家事消費費 ②	G02		農業共済掛金 ⑯	G19	貸倒引当金 ⑮	G37		
	雑 収 入 ③	G03		減価償却費 ⑰	G20	繰戻額 ⑮	G38		
	小計 (①+②+③) ④	G04		荷造運賃手数料 ⑱	G21	繰引等 ⑮	G39		
	農産物期首 ⑤	G05		雇 人 費 ⑲	G22	計 ⑮	G40		
	棚卸高期末 ⑥	G06		利子割引料 ⑳	G23	専従者給与 ⑮	G41		
	計 (①－⑤+⑥) ⑦	G07		地代・賃借料 ㉑	G24	繰入金 ⑮	G42		
	租税公課 ⑧	G08		土地改良費 ㉒	G25	準備金等 ⑮	G43		
	種 苗 費 ⑨	G09			G26		G44		
	素 畜 費 ⑩	G10			G27	計 ⑮	G45		
経 費	肥 料 費 ⑪	G11		G28	青色申告特別控除前の所得金額 (⑮+⑯－⑰)	G46			
	飼 料 費 ⑫	G12		G29	青色申告特別控除額 ⑮	G47			
	農 具 費 ⑬	G13	雑 費 ⑳	G30	所得金額 (⑯－⑰)	G48			
	農薬衛生費 ⑭	G14	小 計 ㉑	G31	⑮のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額	G49			
	諸材料費 ⑮	G15	農産物以外の棚卸高 ㉒	G32	● 青色申告特別控除については、「決算の手引き」の「青色申告特別控除」の項を読んでください。				
	修繕費 ⑯	G16	経費から差し引く果樹牛馬等の育成費用 ㉓	G33					
	動力光熱費 ⑰	G17		G34					
			計 (⑮+⑯－⑰)	G35					

(令和二年分以降用)



フリガナ
氏 名

④ 収入金額の内訳（現金主義によっている人は、期首、期末の棚卸高は記入しないでください。）

区分	作付面積 (飼育) (頭羽数)	本年 収穫量 (生産頭羽数)	農産物の 期首数量		農産物の 期末数量		事業 消費 金額	販売 金額	家事 消費 金額	農産物の 期末数量		の 棚卸 金額
			kg	kg	kg	kg				kg	kg	
田	a											
畑												
果												
樹												
特殊施設	m ²											
農産物計	耕作面積 a	頭羽										
畜産物 その他	頭羽											
合計												

区分	数量	期首の 数量		の 金額	の 金額
		数量	金額		
雑収					
雑入					
合計					

⑤ 農産物以外の棚卸高の内訳（現金主義によっている人は、記入しないでください。）

区分	数量	期首の 数量		の 金額	の 金額
		数量	金額		
未収農産物					
販売用動物					
種苗飼料農薬諸材料					
その他					
合計					

⑥ 雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数 延日	支金 現	給 現		の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額
			金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額	金額
その他（人分）												
計												

⑦ 専従者給与の内訳

氏名	続柄	年齢 歳	従事 月数	支給料 給	給与 額		の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額	の 金額
					金額	金額						
E01												
E02												
E03												
E04												
計												

(注) ①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の金額は、それぞれを1ページの①、②、③、④、⑤、⑥、⑦、⑧、⑨、⑩、⑪、⑫、⑬、⑭、⑮、⑯、⑰、⑱、⑲、⑳、㉑、㉒、㉓、㉔、㉕、㉖、㉗、㉘、㉙、㉚、㉛、㉜、㉝、㉞、㉟、㊱、㊲、㊳、㊴、㊵、㊶、㊷、㊸、㊹、㊺、㊻、㊼、㊽、㊾、㊿、の欄に移記してください。



令和 年分

⑤ 減価償却費の計算 氏名フリガナ

減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	取得(成熟)年月 (元号)(年)(月)		⑦ 取得価額 (償却保証額)(円) (面積又は数量)	⑧ 償却額の基礎 になる金額(円)	償却方法	耐用年数 (年)	⑨ 償却率又は 改定償却率	⑩ 本年の償却期間 (月)	⑪ 本年の普通償却額 (円) (⑩×⑨×⑬)	⑫ 本年の特別 償却費(円)	⑬ 本年の償却費合計 (円) (⑫+⑭)	⑭ 事業専用割合 (%)	⑮ 本年分の必要 経費算入額 (円) (⑬×⑯)	⑯ 未償却残高 (期末残高)(円)	摘要	
	M01	M02														G01
E01								12								
E02								12								
E03								12								
E04								12								
E05								12								
E06								12								
E07								12								
E08								12								
E09								12								
E10								12								
E11								12								
計															⑰	

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合には④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

⑥ 果樹・牛馬等の育成費用の計算(販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。)

果樹・牛馬等の名称	取得・生産 の年月日	① 前年の繰越額	② 本年の 種苗費、 肥料、 素養費	③ 本年中の 肥下費用	④ 小計 (円) $(\text{②} + \text{③})$	育成費用の明細		⑤ 本年中に 果生じた 収入金額	⑥ 本年に取得 した金額 (円) $(\text{⑤} - \text{⑥})$	⑦ 本年中に 取得した 金額 (円)	⑧ ⑨、⑩、⑪ の欄の 金額の 計算法
						① 本年中に 果生じた 収入金額	② 本年に取得 した金額 (円) $(\text{①} - \text{②})$				
計					⑬						

⑦ 地代・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 料等の別	面積 数	積 量	支払額
		a・kg		

⑧ 利子割引料の内訳(農協・金融機関を除きます。)

支払先の住所・氏名	期末現在 入金等の 金額	本年中の 利子割引 料	左のうちに 必要経費 算入額

⑨ 税理士・弁護士等の報酬・料金の内訳

支払先の住所・氏名	本年中の 報酬等の 金額	左のうちに 必要経費 算入額	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額

(注) ⑩、⑪の金額は、それぞれを1ページの⑩、⑪の欄に移記してください。



フリガナ
氏 名

貸借対照表（資産負債調）

（令和 年 月 日現在）

①貸倒引当金繰入額の計算（現金主義によっている人は、
記入しないでください。）

個 別 評 価 に よ る 本 年 分 繰 入 額		金 額
一括評価に よる本年分 繰入額	（個別評価による貸倒引当金に属する印刷書）の④欄の金額を記入してください。	①
	年末における一括評価による貸倒引当 金の繰入れの対象となる貸金の合計額	②
	本年分（②×5.5%）の繰入限度額	③
	本年分の繰入額	④
本年分の貸倒引当金繰入額（①＋④）		⑤

（令和二年分以降用）

⑥青色申告特別控除額の計算（この計算に当たっては、「決算の手引き」の
「青色申告特別控除」の項を読んでください。）

本年分の不動産所得の金額 （青色申告特別控除額を差し引く前の金額）	⑥	円
青色申告特別控除前の事業所得の金額 （ページの「損益計算書」の⑩欄の金額を記入してください。）	⑦	円
65万円又は55万円又は35万円と⑥のいずれか少ない方の金額 （不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。）	⑧	円
青色申告特別控除額 （65万円又は55万円と⑧のいずれか少ない方の金額）	⑨	円
上記以外 （不動産所得から差し引かれる青色申告特別控除額です。） の場合	⑩	円

① 本年中における特殊事情

E01	
-----	--

（注）⑫、⑬の金額は、それぞれをページの⑭、⑮の欄に移記してください。

●65万円又は55万円又は35万円の青色申告特別控除を受ける人は必ず記入してください。それ以外の人でも分かる箇所はできるだけ記入してください。

資 産 の 部			負 債 ・ 資 本 の 部		
科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)	科 目	月 日 (期首)	月 日 (期末)
現 金	G01	G25	買 掛 金	G50	G73
普 通 預 金	G02	G26	借 入 金	G51	G74
定 期 預 金	G03	G27	未 払 金	G52	G75
その他の預金	G04	G28	前 受 金	G53	G76
売 掛 金	G05	G29	預 り 金	G54	G77
未 収 金	G06	G30		G55	G78
有 価 証 券	G07	G31		G56	G79
農 産 物 等	G08	G32		G57	G80
未収穫農産物等	G09	G33		G58	G81
未成熟の果樹 育成中の牛馬等	G10	G34		G59	G82
肥料その他の貯蔵品	G11	G35		G60	G83
前 払 金	G12	G36		G61	G84
貸 付 金	G13	G37		G62	G85
建物・構築物	G14	G38	貸倒引当金	G63	G86
農 機 具 等	G15	G39		G64	G87
果樹・牛馬等	G16	G40		G65	G88
土 地	G17	G41		G66	G89
土地改良事業 受益者負担金	G18	G42		G67	G90
	G19	G43		G68	G91
	G20	G44		G69	G92
	G21	G45		G70	G93
	G22	G46	事業主借		G94
	G23	G47	元 入 金	G71	G95
事業主貸		G48	青色申告特別控除 前の所得金額		G96
合 計	G24	G49	合 計	G72	G97

（注）「元入金」は、「期首の資産の総額」から「期首の負債の総額」を差し引いて計算します。



令和 年分の所得税及び復興特別所得税の
(特定非常災害の被災者の方用)

申告書(損失申告用)付表

第四表付表(一)

納税地	フリガナ氏名
-----	--------

この付表は、所得税法第70条の2《特定非常災害に係る純損失の繰越控除の特例》、同法第71条の2《特定非常災害に係る雑損失の繰越控除の特例》、震災特例法第5条《雑損失の繰越控除の特例》又は同法第7条《純損失の繰越控除の特例》の規定の適用を受ける方が、申告書第四表(損失申告用)の「3 翌年以後に繰り越す損失額」、「4 繰越損失を差し引く計算」又は「5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額」に代えて使用します。

3 翌年以後に繰り越す損失額
○純損失の繰越控除期間の特例の該当判定

(単位は円)

事業所得	事業資産特定災害損失額	㊦	
	事業所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㊧	
	㊦/㊧ ≥ 0.1 のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。	該当 ・ 非該当
不動産所得等	不動産等特定災害損失額	㊨	
	不動産所得又は山林所得に係る事業用固定資産の価額の合計額	㊩	
	㊨/㊩ ≥ 0.1 のときは、「該当」	当てはまる方を○で囲んでください。	該当 ・ 非該当

○翌年以後に繰り越す損失額

(単位は円)

青 色 申 告 者 の 損 失 の 金 額			要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	82	G01				
				被災純損失金額(所得税法)	82'	G09				
				被災純損失金額(震災特例法)	82''	G02				
			要件該当	特定非常災害発生年純損失金額	82'''	G10				
居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					83	G03				
変 動 所 得 の 損 失 額					84	G04				
被災事業用資産の損失額	所得の種類		被災事業用資産の種類など	損害の原因	損害年月日	㊰ 損 害 金 額	㊱ 保険金などで補填される金額	㊲ 差 引 損 失 額 (㊰ − ㊱)		
	山 林 以 外	営業等・農業			・ ・			85		
			うち 棚 卸 資 産 特 定 災 害 損 失 額							85'
			うち 固 定 資 産 特 定 災 害 損 失 額							85''
			うち 棚 卸 資 産 震 災 損 失 額							85'''
			うち 固 定 資 産 震 災 損 失 額							85''''
	不 動 産			・ ・			86			
		うち 固 定 資 産 特 定 災 害 損 失 額							86'	
		うち 固 定 資 産 震 災 損 失 額							86''	
	山 林			・ ・			87			
		うち 固 定 資 産 特 定 災 害 損 失 額							87'	
		うち 固 定 資 産 震 災 損 失 額							87''	
山 林 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額				要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	88	G05			
					被災純損失金額(所得税法)	88'	G06			
					被災純損失金額(震災特例法)	88''	G11			
				要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	88'''	G12			
山 林 以 外 の 所 得 に 係 る 被 災 事 業 用 資 産 の 損 失 額				要件非該当	被災純損失以外の純損失金額	89	G07			
					被災純損失金額(所得税法)	89'	G08			
					被災純損失金額(震災特例法)	89''	G13			
				要件該当	特定非常災害発生年特定純損失金額	89'''	G14			

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。



令和07年分の所得税及び復興特別所得税の

申告書(損失申告用)付表

(特定非常災害の被災者の方用)

4 繰越損失を差し引く計算(5年前、4年前及び3年前に生じた損失)

(単位は円)

年分	損 失 の 種 類				①前年分までに引ききれなかった損失額	②本年分で差し引く損失額		③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)		
A 令和2年 (5年前)	純 損 失	令和2年が 青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外					
					山 林					
		令和2年が 白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外					
					山 林					
		被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外					
					山 林					
	雑 損 失		被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G01					
				山 林	G02					
			特 定 雑 損 失 (所 得 税 法)							
			特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法)		G03					
B 令和3年 (4年前)	純 損 失	令和3年が 青色の場合	要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外					
					山 林					
		令和3年が 白色の場合	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外					
					山 林					
		被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外					
					山 林					
	雑 損 失	被災純損失 (震災特例法)	山林以外	G04		G40				
			山 林	G05		G41				
			特 定 雑 損 失 (所 得 税 法)							
			特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法)		G06		G42			
C 令和4年 (3年前)	純 損 失	令和4年が 青色の場合	要件非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外		G07			
					山 林		G08			
		要件該当	特定非常災害発生年純損失	山林以外						
				山 林						
	損	令和4年が 白色の場合	要件非該当	変動所得の損失		G09				
		被災事業用 資産の損失	山林以外		G10					
			山 林		G11					
	失	要件該当	特定非常災害発生年特定純損失	山林以外						
				山 林						
		被災純損失 (青・白)	要件非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外					
					山 林					
		被災純損失 (震災特例法)	山林以外							
			山 林							
		G12		G43						
			G13		G44					
	居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額		G14							
雑 損 失		特 定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失		G15						
		特 定 雑 損 失 (所 得 税 法)								
		特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法)		G16		G45				

第四表付表(二)

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

令和07年分の所得税及び復興特別所得税の
(特定非常災害の被災者の方用)

申告書(損失申告用)付表

第四表付表(三)

○この付表は、申告書(第一表・第二表)及び第四表と一緒に提出してください。

4 繰越損失を差し引く計算(2年前及び前年に生じた損失)

(単位は円)

年分	損 失 の 種 類			①前年分までに引ききれなかった損失額	②本年分で差し引く損失額		③翌年分以後に繰り越して差し引かれる損失額(①-②)				
令和5年 (2年前)	純	令和5年が 青色の場合	要件 非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外		G01		G24		
				山 林			G02		G25		
		要件 該当	特定非常災害 発生年純 損失	山林以外							
				山 林							
		損	令和5年が 白色の場合	要件 非該当	変動所得の損失			G03		G26	
					被災事業用 資産の損失	山林以外		G04		G27	
	要件 該当			特定非常災害 発生年特 定純損失	山林以外						
					山 林			G05		G28	
	失	被災純損失 (青・白)	要件 非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外		G53		G60		
				山 林		G54		G61			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外		G06		G29			
				山 林		G07		G30			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					G08		G31		
		雑 損 失	特 定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失					G09		G32	
	特 定 雑 損 失 (所 得 税 法)					G55		G62			
特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法)					G10		G33				
令和6年 (前年)	純	令和6年が 青色の場合	要件 非該当	被災純損失 以外の損失	山林以外		G11		G34		
				山 林		G12		G35			
		要件 該当	特定非常災害 発生年純 損失	山林以外		G56		G63			
				山 林		G57		G64			
		損	令和6年が 白色の場合	要件 非該当	変動所得の損失			G13		G36	
					被災事業用 資産の損失	山林以外		G14		G37	
	要件 該当			特定非常災害 発生年特 定純損失	山林以外		G58		G65		
					山 林		G59		G66		
	失	被災純損失 (青・白)	要件 非該当	被災純損失 (所得税法)	山林以外		G47		G50		
				山 林		G48		G51			
			被災純損失 (震災特例法)	山林以外		G16		G39			
				山 林		G17		G40			
		居住用財産に係る通算後譲渡損失の金額					G18		G41		
		雑 損 失	特 定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失					G19		G42	
	特 定 雑 損 失 (所 得 税 法)					G49		G52			
特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法)					G20		G43				
本年分の一般株式等及び上場株式等に係る譲渡所得等から差し引く損失額					90	G21					
本年分の上場株式等に係る配当所得等から差し引く損失額					91	G22					
本年分の先物取引に係る雑所得等から差し引く損失額					92	G23					
雑損控除、医療費控除及び寄附金控除の計算で使用する所得金額の合計額								93			

5 翌年以後に繰り越される本年分の雑損失の金額

特 定 雑 損 失 以 外 の 雑 損 失 の 金 額

94 G44

特 定 雑 損 失 (所 得 税 法) の 金 額

94' G45

特 定 雑 損 失 (震 災 特 例 法) の 金 額

94'' G46



年末調整のための住宅借入金等特別控除関係書類の交付申請書

提出先	F01		税務署長	年 月 日 提出					
納税地の区分		← 以下の該当番号を記載してください。 5. 住所地 6. 居所地 7. 事業所等		生年月日	K01	元号	年	月	日
電話番号 (納税地)	F07	— —		フリガナ	F03				
納税地	郵便番号 (納税地)	F05	—	氏名	F04				
	納税地	F06							

居住開始 年 月 日	平成 年 月 日 令和	確定申告により住宅 借入金等特別控除を受けた年分	平成 年分 令和
請求事由	1 紛失により、電子での再交付を希望するため 2 紛失により、書面での再交付を希望するため 3 その他 ()		

(注) 1 証明書の電子交付の対象となる方は、居住開始年月日が平成31 年1 月1 日以降の方で、マイナンバーカード等の電子証明書を利用してe-Tax で確定申告書又はこの交付申請書を提出された方に限ります。
また、当初書面で証明書の交付を受けていた方が電子による交付を希望する場合など、証明書の交付方法を変更する方は、事前にe-Tax マイページ等にて通知書等をe-Taxによる電子交付で受け取る（若しくは取りやめる）ための設定が必要です。
なお、証明書の内容によっては、電子交付を行うことができない場合があります。
2 証明書の内容を確認するためには、マイナンバーカード等の電子証明書による認証が必要です。

上記の理由により、次の対象年分の年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書兼給与所得者の住宅借入金等特別控除申告書が必要となったので、交付の申請をします。

交付申請書類 の対象年分	令和_____年分 から 令和_____年分
-----------------	------------------------

税務署 整理欄	来署者	本人等確認	委任事実等の確認
	本人	個人番号カード・免許証・ 他 ()	
	代理人（上記以外）	個人番号カード・免許証・ 他 ()	

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 8 年 10 月 15 日

税 務 署 長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和 8 年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和 8 年分の予定納税額（第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑰の金額）が 15 万円以上であった方が、法令の規定上、令和 8 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第 1 期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 2 期分： 令和 8 年 11 月 30 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 2 期分： 令和 8 年 11 月 2 日 ～ 同年 11 月 30 日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 7 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)	①	円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額	②	
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)	③	
令和 7 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額	④	
所得から差し引かれる金額	⑤	
課税される所得金額 ⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、③の金額から差し引きます。	③に対する 金 額	⑥
	④に対する 金 額	⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当除税 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑪)	⑫	(赤字のときは 0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再 差 引 所 得 税 額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは 0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額	⑱	円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの	⑲	
差 引 税 額 (⑱ - ⑲)	⑳	
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)	㉑	

詳しくは、同封の『令和 8 年分 予定納税について』をご覧ください。

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和 8 年 10 月 ● 日

税務署長

令和 8 年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（一般用）

特別農業所得者

● 予定納税について

あなたの令和 8 年分の予定納税額（第 2 期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の⑩の金額）が 15 万円以上であった方が、法令の規定上、令和 8 年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※ 予定納税基準額は、 円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※ 特別農業所得者の方は、第 1 期分はありません。
確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

● 予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第 2 期分： 令和 8 年 ● 月 ● 日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第 2 期分： 令和 8 年 ● 月 ● 日 ～ 同年 ● 月 ● 日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。 なお、納付書は次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※ 期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※ 予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和 7 年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和 7 年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 ⑤の金額を、まず③の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。	③に対する金 額	⑥
	④に対する金 額	⑦
税 額	上の⑥に対する税額	⑧
	上の⑦に対する税額	⑨
	合 計	⑩
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除		⑪
差 引 所 得 税 額 (⑩ - ⑪)		⑫ (赤字のときは 0)

所得税に係る外国税額控除等	⑬	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑭の金額)	⑭	
再 差 引 所 得 税 額 (⑫ - ⑬ - ⑭)	⑮	(赤字のときは 0)
復興特別所得税額相当額 ⑮ × 2.1%	⑯	
予 定 納 税 基 準 額 (⑮ + ⑯)	⑰	

⑭の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分		金 額
令和 7 年分の所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額の合計額		⑱ 円
⑱のうち退職、株式等の譲渡等、一時、雑、臨時の各所得に対するもの		⑲
差 引 税 額 (⑱ - ⑲)		⑳
㉑のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉑ × 100 / 102.1)		㉑

様

来年の確定申告の際には、必ず**予定納税額(合計欄の金額)**を記載し、差し引いて計算してください。

令和 8 年 10 月 15 日

税務署長

税務署長の氏名の記載及び署長印の押なつは省略してあります。

令和8年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書（変動所得のある方用）

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和8年分の予定納税額（第2期分）を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額（又は下の③の金額）が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和8年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予定納税額	第 1 期 分	
	第 2 期 分	円
	合 計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和8年11月30日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和8年11月2日 ～ 同年11月30日	同封の納付書で左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。なお、次の方には納付書を同封していません。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和7年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差 引 総 所 得 金 額 (① - ②)		③
令和7年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額	③に対する	⑥
	④に対する	⑦
課税される所得金額に対する税額	令和7年分の変動所得の超過額	⑧
	令和7年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
	差 引 金 額 (⑧ - ⑨)	⑩
	調整所得金額 【 (⑥ - ⑩ × 4/5) 又は (⑥ × 1/5) 】	⑪
	特 別 所 得 金 額 (⑥ - ⑪)	⑫
	調整所得金額に対する 平均税率及び税額	% ⑬
	特別所得金額に対する 税額 (⑫ × ⑬ の平均税率)	⑭
	⑦ に対する 税 額	⑮

課税される所得金額 に対する税額 (⑬ + ⑭ + ⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政党等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差 引 所 得 税 額 (⑯ - ⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の⑳の金額)	㉑	
再 差 引 所 得 税 額 (⑱ - ⑲ - ㉑)	㉒	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉒ × 2.1%	㉓	
予 定 納 税 基 準 額 (㉒ + ㉓)	㉔	

㉔の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和7年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉕ 円
㉕のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉖
差 引 税 額 (㉕ - ㉖)	㉗
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖ × 100/102.1)	㉘

詳しくは、同封の『令和8年分 予定納税について』をご覧ください。

来年の確定申告の際には、必ず予定納税額(合計欄の金額)を記載し、差し引いて計算してください。

令和8年10月●日

税務署長

様

令和8年分 所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書(変動所得のある方用)

特別農業所得者

●予定納税について

あなたの令和8年分の予定納税額(第2期分)を右のとおり通知します。

予定納税とは、前年分の確定申告書に記載された申告納税額(又は下の㉓の金額)が15万円以上であった方が、法令の規定上、令和8年分の税額の一部をあらかじめ納付しなければならないという制度です。予定納税額は、来年の確定申告の際に計算した税額から差し引くことにより精算します。

※予定納税基準額は、円です。

予定納税額	第1期分	
	第2期分	円
	合計	

※特別農業所得者の方は、第1期分はありません。

確定申告の際に、上記の「合計」欄の金額を確定申告書の「予定納税額」欄に記載します。

振替納税利用 金融機関名	
-----------------	--

●予定納税額の納付について

振替納税をご利用の方	【引落日】 第2期分：令和8年●月●日	上記振替納税利用金融機関の預貯金口座から左記引落日に引き落とされます。
振替納税をご利用でない方	【納付期間】 第2期分：令和8年●月●日 ～ 同年●月●日	左記納付期間に金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付してください。 なお、納付書は次の方を除き後日送付します。 ・クレジットカード納付など、納付書以外の方法で納付している方 ・ダイレクト納付の届出を提出している方 納付書が必要な方は所轄の税務署にお問い合わせください。

※期限に遅れると期限の翌日から納付される日まで延滞税がかかります。

予定納税基準額の計算の基礎

※予定納税基準額が、前年分の申告納税額と異なる場合は次により計算しています。

区 分		金 額
令和7年分の総所得金額 (分離課税の所得は除かれています。)		① 円
①の金額のうち譲渡、一時、雑及び臨時の各所得の金額		②
差引総所得金額 (①－②)		③
令和7年分の分離課税の上場株式等の配当所得等の金額		④
所得から差し引かれる金額		⑤
課税される所得金額 (⑤の金額を、まず⑤の金額から差し引き、引ききれないときは、④の金額から差し引きます。)	③に対する金額	⑥
	④に対する金額	⑦
課税される所得金額に対する税額	令和7年分の変動所得の超過額	⑧
	令和7年分の変動所得たる雑所得の金額	⑨
	差引金額 (⑧－⑨)	⑩
	調整所得金額 { (⑥－⑩×4/5) 又は(⑥×1/5) }	⑪
	特別所得金額 (⑥－⑪)	⑫
	調整所得金額に対する平均税率及び税額 %	⑬
	特別所得金額に対する税額 (⑫×⑬の平均税率)	⑭
	⑦に対する税額	⑮

課税される所得金額 に対する税額 (⑮+⑭+⑮)	⑯	
配当控除 投資税額等の控除 (特定増改築等) 住宅借入金等特別控除 政堂等寄附金等特別控除 住宅耐震改修特別 控除 住宅特定改修特別税額控除 認定住宅等新築等特別税額控除	⑰	
差引所得税額 (⑯－⑰)	⑱	(赤字のときは0)
所得税に係る外国税額控除等	⑲	
所得税に係る源泉徴収税額 (下の㉑の金額)	⑳	
再差引所得税額 (⑱－⑲－㉑)	㉑	(赤字のときは0)
復興特別所得税額相当額 ㉑×2.1%	㉒	
予定納税基準額 (㉑+㉒)	㉓	

㉑の「所得税に係る源泉徴収税額」の計算

区 分	金 額
令和7年分の所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額の合計額	㉔ 円
㉔のうち退職、株式等の譲渡等、 一時、雑、臨時の各所得に対するもの	㉕
差引税額 (㉔－㉕)	㉖
㉖のうち所得税に係る源泉徴収税額 (㉖×100/102.1)	㉗